

高知県高次脳機能障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における高次脳機能障害者に関する普及啓発、高次脳機能障害者に対する適切な支援の方法やその体制の整備を図るため、高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号）第25条第1項に規定する、高知県高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討、協議を行う。

- (1) 高次脳機能障害者の支援体制の状況把握、課題及び整備に関すること。
- (2) 高次脳機能障害に関する普及啓発等、情報の発信に関すること。
- (3) 高次脳機能障害に関する人材育成に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認める事項

(組 織)

第3条 協議会の委員は、知事が委嘱する。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高次脳機能障害者及びその家族
- (2) 学識経験者
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者
- (4) その他知事が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によって、副会長は会長の指名によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を開催するものとする。

2 委員は、会長に対し、会議の開催を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員その他専門的知識

を有する者で構成する専門委員会を設け、検討を委任することができる。この専門委員会及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 4 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議へ出席させ、意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 この協議会の委員又は委員であった者は、この協議会を通して知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の定めは、専門委員会の委員、委員以外の出席者についても同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月10日から施行する。
(高知県高次脳機能障害支援委員会設置要綱の廃止)
- 2 高知県高次脳機能障害支援委員会設置要綱は、廃止する。